⑸　工期　契約締結の翌日から令和５年８月15日まで（予定）
　指定工期：（一次）令和４年６月30日まで【緑苑東】
⑹　工事の実施形態
　①　本工事は、又穂団地及び緑苑東団地の工事を一括して公募する。工事請負契約は、２団地まとめて１契約とする。落札者は２団地の工事を施工するものとする。
　②　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（タイプＢ）の工事である。
　③　本工事は、品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式を試行実施するものである。
　④　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
　⑤　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
　⑥　本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の資格を有する者、又は一般競争参加資格を有する者（以下「単体企業」という。）を契約の相手とする工事である。
　⑦　本工事は、４週６閉所促進工事（発注者指定方式）の試行工事である。なお、実施方法については、現場説明書の記載によるものとする（又穂団地は４週４閉所とする。）。
⑺　本工事においては、必要書類の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。なお、電子入札により難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに下記４⑴①へ様式１及び２を提出すること。）。
⑻　施工箇所が点在する工事の適用
　①　本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『又穂団地』、『緑苑東団地』（以下、施工箇所という）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
　②　本工事における共通仮設費の金額は、施工箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、施工箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、施工箇所毎に設定する。

２　競争参加資格
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
⑵　当機構中部地区における令和３・４年度の一般競争参加資格について、土木工事の認定を受けていること。なお、共同企業体の構成員も同様とする。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、支社長が別に定める手続に基づく再審査により再認定を受けていること。）
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当機構中部地区における令和３・４年度の土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について、算定した点数（客観点数）が、1,200点（工事共同企業者体の構成員のうち、代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。なお、⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が、双方、1,200点（工事共同企業者体の構成員のうち、代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。
⑸　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
⑹　工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。
⑺　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑻　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）
⑼　当中部支社（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。
⑽　総合評価に係る「施工計画」が安全性、確実性、経済性等の観点から適切であり、不備なく記載されていること。
⑾　平成18年４月１日以降（平成18年４月１日以降で申請書の提出期限までに、元請として完成し、引き渡しが済んでいる工事に限る。）に同種工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　同種工事とは、以下の要件のうち、イ及びハ、またはロ及びハを組み合わせた工事とし、いずれも既成市街地（※１）における工事とする。
　イ　整地工事（面積Ａ＝10,000㎡以上）を含む工事の施工実績
　ロ　道路工事（道路幅員６ｍ以上）と下水管渠工事（Φ200以上）の複合工事の施工実績
　ハ　建物除却工事（ＲＣ造もしくはＳＲＣ造４階建て以上）を含む工事の施工実績
注）イ、ロ及びハについては別工事でも可とする。
　共同企業体の場合、代表者が上記の実績を満たし、他の構成員は元請又は当機構発注工事の一次下請として以下ニまたはホいずれかの施工実績を有すること（ 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　ニ　既成市街地における整地工事（面積Ａ＝5,000㎡以上）を含む工事
　ホ　既成市街地における道路工事（道路幅員６ｍ以上）と下水管渠工事（Φ200以上）の複合工事
　施工実績として認定する発注機関については、公的機関（※２）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。
　民間工事の場合は、契約書及び確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。
　（※１）「既成市街地」とは、施工地域が人口集中地域（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。なお、ＤＩＤ地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／㎢以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。
　（※２）「公的機関」とは、国、地方公共団体、公社及び独立行政法人等をいう。
⑿　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
　なお、共同企業体の場合は、構成員それぞれが本工事に配置出来ること。
　ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項に該当する場合